§ 3 . 洗車マニュアル

1.マニュアルの方針

- 1-1 廃棄物運搬車両が場外に退出する際には、廃棄物運搬車両への廃棄物の付着物が場外へ移動・拡散・飛散しないよう、十分な洗浄を行う必要がある。 したがって、運搬車両が適正かつ安全に洗車が行えるよう、洗車手順等を明確にしたマニュアルとする。
- 1-2 洗車方法について、廃棄物が場外へ移動・拡散・飛散しないことを目的として、洗車手順、洗浄水・汚泥管理方法等について定めるものである。
- 1-3 本マニュアルは、撤去車両台数等の変更を踏まえて適宜見直しを行う。

2.マニュアルの適用範囲

2-1 (適用範囲)

本マニュアルにおける適用範囲は、一次撤去事業の洗車工程とする。

2-2 (適用対象主体)

本マニュアルは、洗車設備等場内管理グループ及び全体管理グループを対象と したものである。

【解説】

本マニュアルにおける適用範囲は、一次撤去範囲で廃棄物を積込した運搬車両が 場内退出直前に洗車する工程とする。洗車工程は、洗車待機時から洗車ヤード退出 までをいい、作業手順、留意事項、管理事項等について定めるものである。

3. 洗車設備

3-1 (洗車ヤードの位置)

洗車ヤードは、場内退出直前に配置しており、廃棄物運搬車両は、場内退出直前に洗車を行い、車両に付着している汚染物を場外へ移動させないものとする。

3-2 (洗車設備)

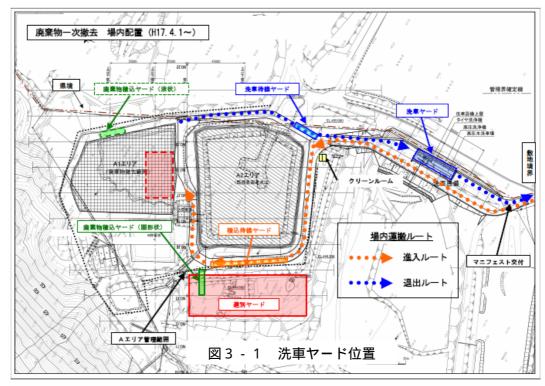
廃棄物運搬車両への廃棄物の付着物が場外へ移動・拡散・飛散しないよう、十 分な洗浄を行う。

確実な洗浄が行えるように水噴射により洗浄するタイプ(湿式)とする。

【解説】

(洗車ヤードの位置)

洗車ヤード位置を図3 - 1 に示す。洗車ヤード手前は洗車待機ヤードとし、グループ搬出時の台数調整ヤードと兼用する。



(洗車設備)

洗浄方法は、確実に付着物等が洗浄できる湿式とし、かつ、洗車施設は幅広い車種に対応して洗浄が可能なものとしている。

4. 洗車手順

4-1 (洗車待機)

洗車待機ヤードを設け、洗車ヤード内に運搬車両が停滞しないようにしてヤード内での事故防止に努める。

4-2 (洗車)

タイヤ洗浄機で車輪を洗浄したのち、高圧洗浄機で車輪の仕上げ洗浄及び車輪以外(廃棄物の付着が認められる下回り及びボディー)の洗浄を行う。

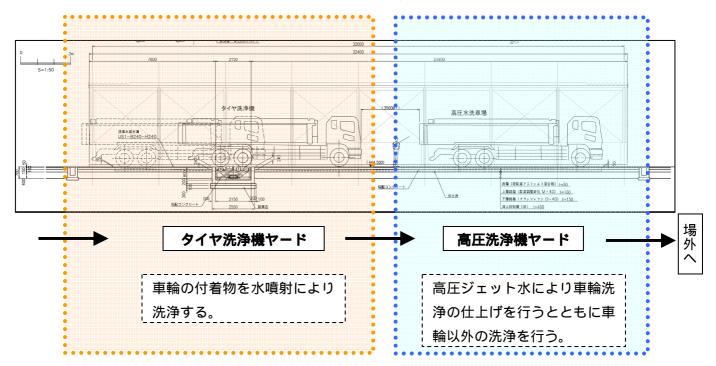
【解説】

(洗車)

洗車設備は、タイヤ洗浄機ヤードと高圧洗浄機ヤードに分かれる。

タイヤ洗浄機ヤードで車輪の付着物を水噴射により洗浄した後、高圧ジェット水により車輪洗浄の仕上げ及び車輪以外の洗浄を行う。

タイヤ洗浄機は、前輪、後輪毎に洗浄を行う。



なお、1台当たりの洗車時間と1時間当たりの洗車可能台数は次のとおり設定している。

【1時間当たり洗車可能台数】

前輪設置 10 秒、前輪洗浄 15 秒、後輪設置 10 秒、後輪洗浄 15 秒、 高圧洗浄ヤード移動 10 秒、高圧洗浄時間最大 300 秒

計 6分/台 = 10台/時間

5.洗浄水・汚泥管理

5-1 (洗浄水の管理、用水供給)

タイヤ洗浄機の洗浄水は、循環方式を採用する。ただし、原則として約1ヶ 月毎に洗浄水の入替えを行う。

高圧洗浄機の洗浄水は、仕上げ洗浄であるため、清浄水を利用する。したがって、日常的に用水供給を行う。

5-2 (汚泥の管理)

洗浄水槽において溜まる汚泥は、定期的に搬出する。搬出においては、適正に処分を行う。